

デイサービスセンター樋谷荘 利用料金表 (大規模 通所介護事業所 樋谷荘)

2026年7月時点

基本料金(1割負担)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3～4時間	¥350	¥409	¥462	¥513	¥568
4～5時間	¥376	¥430	¥486	¥541	¥597
5～6時間	¥544	¥643	¥743	¥840	¥940
6～7時間	¥564	¥667	¥770	¥871	¥974
7～8時間	¥629	¥744	¥861	¥980	¥1,097

【加算】

主な加算	加算料金	説明
入浴介助加算 I	¥40／回	入浴又はシャワー浴を実施。入浴実施時に算定。清拭などは対象外。
中重度者ケア体制加算	¥45／日	要介護3以上の割合が、定められた基準を超えている場合に算定します
個別機能訓練加算 I 1	¥56／日	計画書に基づき機能訓練を実施したが、機能訓練指導員もしくは、看護師のいずれかしかいない時に算定します。
個別機能訓練加算 I 2	¥76／日	計画書に基づき機能訓練を実施し、機能訓練指導員と看護師の体制が整っている時に算定します。
ADL維持機能加算 I	¥30／月	前年度の評価実績を元に一定の水準を超えている場合、月に一度算定。前年度の実績により I か II のいずれかを算定。
ADL維持機能加算 II	¥60／月	
認知症加算	¥60／月	前年度の実績を元に一定の水準を超えている場合に算定。(認知症自立度Ⅲa以上の方が対象)
科学的介護推進体制加算	¥40／月	科学的介護情報システム(LIFE)への情報提供、LIFEを用いたPDCAサイクルの推進及びサービスの質の向上を行います。ADL維持機能加算や個別機能訓練計画書等にも反映されます。エビデンスに基づく科学的介護の基盤、自立支援、重度化防止の観点から効果的なサービスの展開につなげることを目標としています。その評価として月に1度算定します。
介護職員処遇改善加算 I	12%／月	介護サービスに従事する職員等の処遇改善を図るための加算
送迎減算	¥-47／片道	事業所側が送迎を行わない場合は、片道につき減算します。
同一建物減算	¥-94／往復	事業所と同じ建物に居住する利用者にサービス提供する際に算定対象となり、算定します。
サービス提供体制強化加算 I	¥22／回	介護福祉士の配置を特に強化して基準を満たし、届出を行っている介護事業所に対して算定します。

保健適応外

食費	¥600／1食	昼食代として請求いたします。
----	---------	----------------

デイサービスセンターひうち荘 利用料金表(予防)

2026年7月時点

基本料金(1割負担)	要支援1	要支援2
月額	¥1,798	¥3,621

加算

主な加算	加算料金	説明
科学的介護推進体制加算	¥40／月	科学的介護情報システム(LIFE)への情報提供、LIFEを用いたPDCAサイクルの推進及びサービスの質の向上を行います。ADL維持機能加算や個別機能訓練計画書等にも反映されます。エビデンスに基づく科学的介護の基盤、自立支援、重度化防止の観点から効果的なサービスの展開につなげることを目標としています。その評価として月に1度算定します。
介護職員処遇改善加算 I	12%／月	介護サービスに従事する職員等の処遇改善を図るための加算
栄養アセスメント加算	¥50／月	栄養ケア・マネジメントの強化を目的として、栄養改善が必要な利用者を的確に把握し、適切なサービスに繋げていく観点から管理栄養士と介護職員等の連携による栄養アセスメントの取り組みを評価する加算
サービス提供体制強化加算 I (要支援1)	¥88／回	前年度の実績でサービス提供する上で介護福祉士の資格を持つ職員を介護職員全体の7割以上配置実績がある場合、利用毎に算定
サービス提供体制強化加算 I (要支援2)	¥176／回	

保健適応外

食費	¥600／1食	昼食代として請求いたします。
----	---------	----------------